証券コード9259 2023年12月11日 (電子提供措置の開始日2023年12月4日)

株 主 各 位

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地幕張テクノガーデンB棟14階株式会社タカヨシ 代表取締役社長黒田智也

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を、下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記 ウェブサイトに「第45回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載し ております。

【当社ウェブサイト】

https://takayoshi-inc.com/ir/news.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。 【東京証券取引所ウェブサイト】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名または証券コードを入 力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年12月25日(月)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時 2023年12月26日(火曜日)

午前10時00分(受付開始:午前9時00分)

2. 場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野 2-10-3

ホテルグリーンタワー幕張 3F 「メイフェア」

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。なお、昨年と会場が変更 となっておりますので、ご注意ください。

3. 目的事項

報告事項 第54期(2022年10月1日から2023年9月30日まで)事業報告及び計

算書類報告の件

決議事項

第1号議案 新設分割計画承認の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 7名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り 扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2022年10月1日から) 2023年9月30日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の第5類移行により、国内での人の流れの回復や国外観光客の受け入れ拡大等、消費や雇用、所得環境の改善が進み、経済活動再開の動きが見られた一方、全世界的なインフレの長期化や為替相場の変動による消費者物価の上昇、頻発する異常気象等、経済活動の下振れリスクも残る不透明な状況が続いておりました。

このような環境のもと、「地域を結ぶ直売広場」をコンセプトとした運営店舗「わくわく広場」は、地域の食のセレクトショップとして、野菜・果物以外にも弁当・惣菜・パン、加工食品、和洋菓子、調味料、花といった様々なジャンルの生産者開拓を進め、スーパーマーケット等とは差別化した商品を取り揃えるとともに、生産者による対面イベントや、コンセプト毎のイベント等を各店舗で開催しました。また、積極的な新規出店と不採算店舗の閉鎖を行い、規模拡大と利益率向上に取り組んでまいりました。

これらの取組みにより、当社の重要な経営指標である流通総額(店舗におけるレジ通過額のほか、値札シールの販売代金や不動産賃貸収入等を含む総額の全体売上高)は24,966,573千円(前事業年度比13.3%増)となりました。店舗における販売商品の種類別割合は、弁当・惣菜・パン類が約35%、加工品等が約27%、野菜・果実等が約26%、その他が約12%となっており、農産物にとどまらず、地元のおいしい食品が集まる「地域の食のセレクトショップ」を実現しております。また、当事業年度において、39店舗の新規出店と9店舗の閉鎖を行い、店舗数は前事業年度末より30店舗増加し166店舗となりました。また、生産者に対しては継続した登録件数拡大に取り組み、登録生産者数は前事業年度末より2,662件増加し28,615件となりました。

以上の結果、営業収益は7,185,306千円(前事業年度比11.6%増)、営業利益は991,654千円(前事業年度比2.8%増)、経常利益は976,292千円(前事業年度比6.9%増)となり、当期純利益は483,643千円(前事業年度比2.6%増)となりました。

なお、当社事業は単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は786,910千円となりました。その主なものは「わくわく広場」の新規出店及び既存店舗の改装に伴う設備投資、新基幹システム開発等であります。

なお、当事業年度の固定資産除却損は128,261千円となりました。その主なものは「わくわく広場」の一部店舗閉鎖に伴う設備除却、新規基幹システムの稼働に伴う旧システム及び旧システム関連機器の除却等であります。

(3)資金調達の状況

当事業年度における設備資金は、自己資金及び借入金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

① 新規出店の継続

店舗数を拡大させるためには、収益力のある店舗の新規出店を継続させていくために社内体制の整備等を進めることが課題と認識しております。この課題に対処するために、当社では、出店候補物件の評価プロセスの整備や出店意思決定後の出店プロセスの整備に取り組んでおります。

② 新規出店エリアの拡大

店舗数の拡大にあたっては、新たな地域への出店を行っていくことも重要な課題になっていくと認識しております。この課題に対処するために、当社では、これまでの経験を踏まえて事業が成立しやすいエリア・地域への新規出店を継続していくとともに、既存の商品構成にこだわらない店舗づくりと生産者の開拓を実施し、これまで出店の難しかった地域への出店も進めていきたいと考えております。

③ 「お客様がまた来たくなる店舗」の運営

当社ではお客様の動向を常に把握し、現場スタッフによる機動的な判断により豊富な商品数とその魅力をお客様に訴求し続けることを、店舗運営にあたっての判断指針の第一に掲げ、従業員への浸透を図っております。また、お客様にとって魅力のある店舗が生産者にとっても商品を多く出品したいと感じるプラットフォームであるとの考えに基づき、店舗作りを継続的な課題として認識しております。

④ 店舗で取り扱う商品及び売場の安全性・遵法性の確保

「わくわく広場」に出品される商品に関しては、生産者及び店舗スタッフが「食品表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)」等の各種法令に基づく商品表示・店頭表示を理解し、遵守することが課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社では日頃からこれらの関連法令等に関する情報発信を社内外に行っておりますが、引き続き関連法令に基づく表示に努め、お客様に安心してお買い物をしていただけるよう、売場の安全性の確保を図ってまいります。

⑤ 人財の確保

継続的な成長の源泉である人財は、当社にとって重要な経営資源であると認識しております。この課題に対処するために、当社では、中途採用も含め、優秀な社員を継続的に雇用してその成長機会の提供及び教育・育成を実施し、更に人事評価制度の充実等の各種施策を進めてまいります。

⑥ 新規登録生産者の獲得

当社の事業を成長させていくためには、プラットフォームとしての「わくわく広場」を利用する新たな生産者を、いかに効率的かつ効果的に獲得していくことができるかが課題と認識しております。この課題に対処するために、当社では生産者開拓を行う担当部署を設けており、スキル向上と人財の確保に注力しております。また、「わくわく広場」を利用することによって、販路の拡大により収入が増加するメリットを継続的に訴求して、生産者の登録拡大に向けた活動を続けてまいります。

⑦ 生産者の販売増加に向けたサポートの充実

当社事業の成長には、プラットフォーマーである当社の商品販売に対する努力だけではなく、魅力的な商品を生産者に多く出品してもらうことが課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社では、生産者の出品を促すため、リアルタイムで詳細な販売データをスマートフォンやパソコンを通して確認できる情報システムを自社で構築・改善する体制を持つことにより、生産者が状況に応じたタイムリーな出品判断ができる仕組みを提供する等、生産者向けの情報発信体制の強化に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後もなお一層のご理解とご支援を賜ります ようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区	分	第51期 2020年9月期	第52期 2021年9月期	第53期 2022年9月期	第54期 2023年9月期
流通総額	(千円)	16, 089, 479	19, 109, 881	22, 036, 160	24, 966, 573
営業収益	(千円)	5, 165, 967	5, 528, 207	6, 438, 691	7, 185, 306
経常利益	(千円)	391,728	650, 965	913,588	976, 292
当期純利益	(千円)	284, 381	593,800	471,571	483, 643
1株当たり当期純	利益 (円)	66.14	138.09	93.18	87.53
総資産	(千 円)	4, 295, 177	4,779,166	6,726,511	7,665,089
純 資 産	(千円)	△559,495	35, 414	1,799,293	2, 287, 688

- (注) 1. 流通総額:店舗におけるレジ通過額のほか、値札シールの販売代金や不動産賃貸収入等を含む総額の全体売上高です。
 - 2. 流通総額については、PwC京都監査法人の監査対象外です。
 - 3. 当社は、2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 4.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第53期の期首から適用しており、第53期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 - 5. 記載値は表示単位未満を切り捨てています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社スプリングであり、当社の株式を40.40%所有しております。

株式会社スプリングは、当社の代表取締役会長である髙品政明の所有している資産の管理会社であります。

② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は「安心と笑顔が広がる世界をつくる」をビジョンに掲げ、地域の生産者・食品メーカー等(以下、生産者)に対して、自社での設備投資を必要としない新たな販路として、当社の売場を販売場所として共有するシェアリングサービスを提供する「シェアショップ事業」を全国160以上の「わくわく広場」の店舗を通じて展開しており、生産者は、野菜・果実、弁当・惣菜・パン、加工食品、和洋菓子、調味料、花といった商品を「わくわく広場」に出品しております。

そのうち8割以上の店舗はショッピングモール内にテナント(モール店)として出店し、残りはロードサイド型の路面店として出店しております。また、一部の店舗では当社がフランチャイザーとなり、フランチャイジーからロイヤリティ収入を得ておりますが、直営での出店を基本としております。

なお、当社事業は「シェアショップ事業」の単一セグメントであります。

- (8)主要な営業所及び店舗(2023年9月30日現在)
 - ① 本社:千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
 - ② 物流センター: 千葉県袖ケ浦市蔵波台六丁目13番20号 他
 - ③ 店舗

地区	店舗数
北海道地方	3
東北地方	4
関東地方	99
中部地方	29
近畿地方	13
中国・四国地方	6
九州地方	10

(注) 上記の直営店に加え、フランチャイズ店舗2店舗を展開しております。

(9)従業員の状況(2023年9月30日現在)

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数(年)
80 (861)	△7 (144)	43.4	10.7

- (注) 1. シェアショップ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 - 2. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用 人員(1日8時間換算)であります。
 - 3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先(2023年9月30日現在)

借入先	借 入 額
株式会社千葉銀行	1,000,000 千円
株式会社三菱UFJ銀行	891,671 千円
株式会社京葉銀行	542,860 千円
合 計	2,434,531 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

10,000,000株

(2)発行済株式の総数

5,559,080株

(3) 株主数

1,286名

(4)大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率(%)
株式会社スプリング	2, 245, 800	40.40
髙品 政明	578,000	10.40
株式会社SBI証券	418, 100	7.52
BNY GCM CLIENT ACC OUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	225, 095	4.05
高品 謙一	177, 200	3.19
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MA RGIN (CASHPB)	144,000	2.59
株式会社千葉銀行	110,000	1.98
剱持 健	85,500	1.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	84, 400	1.52
GOLDMAN SACHS INTE RNATIONAL	65,005	1.17

⁽注) 当社は自己株式を所有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権等の状況

	第2回新株予約権	第4回新株予約権		
決議年月日	2019年12月24日	2021年9月13日		
新株予約権の数(個)	4,867	400		
新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 48,670株 (注) 1	普通株式 4,000株 (注) 1		
新株予約権の行使期間	2021年12月25日 ~ 2029年12月24日	2023年9月14日 ~ 2031年8月30日		
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)(注) 1			
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2		
役 取締役 (監査等委員及び の 社外取締役を除く)	新株予約権の数400個 目的となる株式数4,000株 保有者数2名	新株予約権の数200個 目的となる株式数2,000株 保有者数1名		
保 社外取締役 有 (監査等委員を除く)	_	_		
状 取締役 (監査等委員)	_	_		

- (注) 1. 2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
 - 2. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要します。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによります。
 - (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。
 - (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1)取締役の状況(2023年9月30日現在)

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職の状況
髙	品	政	明	代表取締役会長	
黒	田	智	也	代表取締役社長	
大	森	広	美	取締役 執行役員開発本部長	
中	村	忠	輝	取締役 執行役員商品本部長	
南	部	朋	子	取締役	弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士
村	上	美	晴	取締役	セントケア・ホールディング株式会社 代表取締役会長
曽村	艮田		博	取締役 (常勤監査等委員)	
和	田	照	男	取締役 (監査等委員)	
棚	橋	泰	友	取締役 (監査等委員)	株式会社カザーレ 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役南部朋子氏、村上美晴氏、和田照男氏、棚橋泰友氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役南部朋子氏、村上美晴氏、和田照男氏、棚橋泰友氏は、東京証券取引所の定めに基づ く独立役員であります。
 - 3. 監査等委員である取締役和田照男氏は、金融機関での豊富な勤務経験と財務及び会計に関す る相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集、重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、曽根田博氏を常勤監査等委員に選定しております。
 - 5. 剱持健氏は、2022年12月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
 - 6. 増山壽一氏は、2022年12月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって任期満了により 監査等委員である取締役を退任いたしました。
 - 7. 南部朋子氏の戸籍上の氏名は梅村朋子であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役南部朋子氏、村上美晴氏、曽根田博氏、和田照男氏、棚橋泰友 氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償 責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額 は、法令が規定する額としております。また、責任限定が認められるのは、当該 取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないと きに限られます。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の全ての取締役であり、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

- ① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項
 - (a) 当該方針の決定の方法

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個別の報酬等に係る決定方針を決議しております。

(b) 当該方針の内容の概要

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬は、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会で、役割、職責、会社への貢献度等を総合的に協議のうえ、個別の報酬額について取締役会へ提言を行い、その提言を踏まえて取締役会にて決議しており、指名・報酬委員会は、客観性と透明性の観点から社外取締役を過半数としております。報酬の内訳は各人の役割に応じた「固定報酬」のみとし、固定報酬の基準となる各人の経営への貢献度は、期首に各人と代表取締役社長が設定した重点施策に対し、その達成状況を短期・中長期の視点から総合的に判断します。

社外取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、固定報酬のみとし、 株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲において、指名・報酬委員会で個別 の報酬額について取締役会へ提言を行い、その提言を踏まえて取締役会にて決 議しております。

監査等委員である取締役の報酬額については、常勤と非常勤の別、社内取締役と社外取締役の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しており、客観的立場から取締役(監査等委員である取締役を除く)の業務の執行を監査する役割を担うことから、固定報酬のみとしております。

なお、2020年12月15日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、年額150,000千円以内(決議時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は5名)、監査等委員の報酬限度額は、年額20,000千円以内(決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名)と決議しております。

当社においては、退職慰労金制度は導入しておりません。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	員数	報酬等の額(千円)
取締役(監査等委員を除く)	7名	103, 329
(うち社外取締役)	(2名)	(7, 200)
取締役(監査等委員)	4名	14, 325
(うち社外取締役)	(3名)	(7, 200)
合計	ll名	117, 654
(うち社外役員)	(5名)	(14, 400)

- (注) 1. 当社の取締役(監査等委員を含む)の報酬等の種類は、固定報酬のみとしております。
 - 2. 上記の取締役(監査等委員を含む)の支給人員には、2022年12月27日開催の第44回定時株主 総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
 - ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員会で協議された提言が、株主総会で承認された総額の範囲内で、客観性を確保しつつ妥当性があると判断し、当該方針に沿うものであるとして、取締役会で決議しております。

- (5) 社外役員に関する事項
- ① 取締役 南部朋子
 - (a) 重要な兼職先と当社との関係

弁護士法人リバーシティ法律事務所に所属する弁護士でありますが、当社と 兼職先との間に利害関係はありません。

- (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- (c) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、主に弁護士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を行っております。

- ② 取締役 村上美晴
 - (a) 重要な兼職先と当社との関係

セントケア・ホールディング株式会社代表取締役会長でありますが、当社と 兼職先との間に利害関係はありません。

- (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- (c) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、主に上場企業取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を行っております。

- ③ 取締役(監査等委員) 和田照男
 - (a) 重要な兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
 - (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
 - (c) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回中14回、及び監査等委員会14回中14回 に出席し、出席した取締役会においては、金融機関での豊富な勤務経験を通じ て培った財務及び会計に関する高い知見からの発言を行っております。

- ④ 取締役(監査等委員) 棚橋泰友
 - (a) 重要な兼職先と当社との関係 株式会社カザーレ代表取締役社長でありますが、当社と兼職先との間に利害 関係はありません。
 - (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
 - (c) 当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後に開催された取締役会12回及び監査等委員会10回のすべて に出席し、出席した取締役会においては、主に企業取締役としての豊富な経験 を通じて培った専門的知見からの発言を行っております。

- ⑤ 取締役(監査等委員) 増山壽一
 - (a) 重要な兼職先と当社との関係 旭川大学客員教授、星槎大学・星槎道都大学特任教授、京都先端科学大学客 員教授でありますが、当社と兼職先との間に利害関係はありません。
 - (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
 - (c) 当事業年度における主な活動状況

2022年12月27日に退任するまでに開催された取締役会3回中2回及び監査等委員会4回中2回に出席し、経済産業省での豊富な勤務経験を通じて培った高い知見からの発言を行っておりました。

5 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(注) PwC京都監査法人は、2023年12月1日付けでPwCあらた有限責任監査法人と合併し、 同日付けで名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更する予定です。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査等委員会が同意した理由 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額:19,000千円 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の職務遂行状況及び報 酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につ いて同意しております。
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19,000千円
- (4) 非監査業務の内容 該当事項ありません。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会が会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備のため「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、現在、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的 責任を全うするものとなるため、行動規範を定めそれを全ての役員及び使 用人に周知徹底させております。
 - (b) コンプライアンスプログラムを制定し、全ての役員及び従業員に周知徹底 を図り、社内に不祥事が起こり得ない企業風土の醸成に努めております。
 - (c)業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、速やかに報告・相談をすることのできる社内及び社外を窓口とする内部通報制度を運用しております。
 - (d) 内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図っております。
 - (e) 社会秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応 し、一切の関係を遮断するとともに、取引先等に対する反社会的勢力との 関係有無の確認及び警察、弁護士等の外部関係機関からの情報収集に努め ております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の重要な意思決定に係る記録 及び書類は、法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき保管してお ります。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a)「リスク管理規程」に基づき、リスク管理担当役員は各部門のリスクを評価・分析し、取締役会に報告しております。
 - (b) 内部監査室は社内のリスク管理体制の妥当性・有効性を評価し、必要に応じて、その改善に向けて指摘・提言を行っております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督しております。
 - (b)「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」に基づき、適切に権限の 委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行わ れる体制を構築しております。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査等委員より、その職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等 委員の職務を補助すべき使用人を配置しております。
 - (b) 監査等委員の求めに応じて使用人を設置した場合は、当該使用人の選任及 び人事評価については、監査等委員と協議のうえ決定しております。
 - (c) 監査等委員の求めに応じて設置される使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員の職務の補助を優先して従事しております。
- ⑥ 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員に報告するための体制並びに監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a)「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員は取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人に対して、その説明を求めることができることとしております。
 - (b) 当社は、上記報告をした者及び内部通報窓口に通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをすることを禁止しております。
- ⑦ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 内部監査室は内部監査計画、結果等を監査等委員と共有し、緊密な連携を 維持しております。
 - (b) 代表取締役は、監査等委員との定期的な意見交換の場を設け、監査等委員 の監査が実効的に行われる体制を整えるように努めております。
 - (c) 監査等委員の職務に係る費用については、当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、会社が負担いたします。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、監査等委員会を14回開催しております。

監査等委員が定めた監査方針及び監査計画等に基づき、常勤監査等委員は重要な会議に出席するほか、内部監査室を通じて各部門にヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針・監査計画及び日程等 について意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施上の問 題点等についても情報交換を行い、会計監査人と相互に連携を図っております。

(3)株式会社の支配に関する基本方針 該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、当社事業は未だ成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、それらを企業体質の強化、事業の効率向上と拡大のための投資に充てていくことが株主に対する最大の利益還元につながるとの考えから、現在は配当を行っておりません。

今後の配当方針について、経営成績の進展等を勘案しながら利益還元に努めることを検討しておりますが、まずは財務体質の強化と今後の事業展開に備えて内部留保を充実させ、機会をとらえた投資を積極的に行うことで、持続的な成長による企業価値向上を実現してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、期末配当の基準日を9月30日、中間配当の基準日を3月31日としており、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

⁽注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年9月30日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4, 541, 898	流動負債	3, 484, 026
現金及び預金	3,009,866	買 掛 金	1,691,113
売 掛 金	1,401,371	短期借入金	600,000
商品	39,668	1年内返済予定の長期借入金	357, 136
貯 蔵 品	18, 189	リース債務	6,935
前払費用	70,082	未 払 金	299, 078
未 収 入 金	2,468	未 払 費 用	200, 040
その他	251	未払法人税等	215, 087
	_01	未払消費税等	31, 278
固定資産	3, 123, 191	前受金	21,910
有形固定資産	1, 969, 206	預り金	8,416
建物	1, 161, 399	賞与引当金	45,000
構築物	10,096	その他	8,029
車両運搬具	13,719	固定負債	1, 893, 374
工具、器具及び備品	299, 338	長期借入金	1,477,395
土地	482, 419	長期未払金	11, 177
リース資産	433	リース債務	129
建設仮勘定	1,800	資 産 除 去 債 務	293, 454
無形固定資産	402, 204	長期預り敷金保証金	111, 218
ソフトウェア	952	負 債 合 計	5, 377, 401
ソフトウェア仮勘定	397,656	(純資産の部)	
リース資産	3,460	株 主 資 本	2, 280, 447
その他	136	資 本 金	696, 019
投資その他の資産	751, 780	資本剰余金	646, 019
投資有価証券	26,591	資本準備金	646,019
破產更生債権等	27, 191	利益剰余金	938, 408
長期前払費用	27,774	その他利益剰余金	938, 408
繰延税金資産	81,737	繰越利益剰余金	938, 408
敷金及び保証金	580,842	評価・換算差額等	7, 241
その他	34, 834	その他有価証券評価差額金	7, 241
貸 倒 引 当 金	△27, 191	純 資 産 合 計	2, 287, 688
資 産 合 計	7, 665, 089	負債・純資産合計	7, 665, 089

損益計算書

(2022年10月1日から) 2023年9月30日まで)

(単位:千円)

#	 抖			金	額
営	業	収	益		7, 185, 306
売	上		高		6, 960, 742
売	上	原	価		325, 455
売	上 総	利	益		6, 635, 287
営	業	収	入		
不 動	産 賃	貸収	入	224, 564	224, 564
営	業 総	利	益		6, 859, 851
販 売 費	及び-	- 般 管 理	費		5, 868, 196
営	業	利	益		991, 654
営	業 外	収	益		
受 取	利 息 及	び 配 当	金	345	
受	取 保	険	金	1,910	
補	助金	: 収	入	280	
雑	収		入	990	3, 527
営 美	業 外	費	用		
支	払	利	息	18,729	
そ	0)	他	160	18,889
経	常	利	益		976, 292
特	別	利	益		
固定	資 産	売 却	益	2,656	
違	約 金	: 収	入	1,500	4, 156
特	別	損	失		
固定	資 産	除却	損	128, 261	
減	損	損	失	8, 260	
	甫 閉	鎖 損	失	12,961	
そ	0)	他	2, 144	151,628
税引	前当其	期純利	益		828, 820
法人移	1、住民和	党及び事業	税	343, 959	
法人		調整	額	1,217	345, 177
当	姐 純	利	益		483, 643

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から 2023年9月30日まで)

(単位:千円)

		7	株 主	資 本		
		資本乗	11余金	利益剰	前余金	
	資本金	資 本準備金	資 本金計	そ利剰繰利剰 余	利 益金計	株主資本合計
当 期 首 残 高	695, 968	645,968	645,968	454, 764	454,764	1,796,701
当 期 変 動 額						
新株予約権の行使	51	51	51	_	_	102
当 期 純 利 益	_	_	_	483, 643	483,643	483,643
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	_	_		_	_	
当期変動額合計	51	51	51	483,643	483,643	483, 745
当 期 末 残 高	696,019	646,019	646,019	938, 408	938, 408	2, 280, 447

	評価・換算差額等					
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	純 資 産 合 計			
当 期 首 残 高	2,591	2,591	1,799,293			
当 期 変 動 額						
新株予約権の行使	_		102			
当 期 純 利 益	_	-	483, 643			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4, 649	4, 649	4,649			
当期変動額合計	4, 649	4,649	488, 394			
当 期 末 残 高	7, 241	7,241	2, 287, 688			

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法に より処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。
- ② 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商品

売価還元法による低価法を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を 採用しております。

- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物5年~40年構築物5年~40年車両運搬具2年~6年工具、器具及び備品3年~20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込 額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業 年度に見合う分を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益

当社は、収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号)等の範囲に含まれる①から③の顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、顧客への約束した財またはサービスの移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額を収益として認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する ステップ5:企業が履行義務の充足時に収益を認識する

① 消化仕入方式による取引に係る顧客との契約から生じる収益

消化仕入方式による取引については、生産者が提供する商品が店舗で販売される前に当社が当該商品を支配していないため、生産者の商品が顧客に提供されるように当社が手配することが履行義務であると判断され、当社は代理人に該当します。

当該履行義務は、通常、商品が店舗で販売された時点で充足されると判断しており、商品の引渡時点において、当社が商品を店舗で販売する際に受け取る額から生産者に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。 取引の対価は、商品の引渡時に受領しております。

② 買取仕入方式による取引に係る顧客との契約から生じる収益

買取仕入方式による取引については、商品が顧客に提供される前に当社が当該商品を支配しているため、当社の商品を当社が自ら顧客に提供することが履行義務であると判断され、当社は本人に該当します。

当該履行義務は、通常、商品を顧客に引き渡した時点で充足されると判断しており、商品の引渡時点において、商品の提供と交換に当社が権利を得ると見込む対価の総額を収益として認識することとしております。

取引の対価は、商品の引渡時に受領しております。

③ その他の顧客との契約から生じる収益

その他の顧客との契約から生じる収益は値札シールの販売代金や当社の物流 センターに納品される商品を当社が分荷し店舗へ配送する対価に関する収益 (センターフィー)等であります。

値札シールについては、店頭で生産者に発行された時点で、その履行義務が 充足されたと判断し、契約上の金額を収益として認識することとしております。 センターフィーについては、対象となる商品が店舗で販売された時点で、その 履行義務が充足されたと判断し、契約に定める料率に基づき、生産者に請求す る金額を収益として認識することとしております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1か月以内であるため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(2) その他の営業収益

不動産賃貸収入

保有不動産の賃貸(オペレーティングリース)から生じる収益であり、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)等の範囲に含まれるリース取引として、リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、当社の有形固定資産(建物・構築物を除く)の減価償却方法については、 定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

有形固定資産の使用実態を検討した結果、急激な技術的・経済的陳腐化リスクが低くなり、また今後も耐用年数にわたり安定的に稼働していくことが見込まれていることから、費用を均等に配分する定額法を採用することが、有形固定資産の使用実態をより合理的に反映すると判断いたしました。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び 税引前当期純利益はそれぞれ38.378千円増加しています。

会計上の見積りに関する注記

- 1 繰延税金資産の回収可能性
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 81,737千円

(注) 相殺前の繰延税金資産の金額は141,113千円になります。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は繰延税金資産の計上にあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用 指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い会社分類を決定したうえで、会社分 類に応じた繰延税金資産の回収可能額を見積っております。

当社は翌事業年度以降も、当該事業環境が継続する中で、シェアショップ事業を拡大させることにより、課税所得が将来にわたり安定的に獲得できるという事業計画を作成しております。

その結果、当社は将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が 安定的に生じると判断し、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について 繰延税金資産を計上しております。

当該事業計画における主要な仮定はシェアショップ事業の売上高及び営業利益率であります。しかし、事業計画に使用された主要な仮定は見積りの不確実性と経営者の主観性を伴うものであります。

従いまして、予測不能な前提条件の変化等により、シェアショップ事業の売上 高や営業利益率等が変化し、繰延税金資産の回収可能性の評価に関する見積りが 変化した場合には、結果として将来、繰延税金資産を減額する可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	8,260千円
有形固定資産	1,969,206千円
無形固定資産	402,204千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

有形固定資産や無形固定資産について、資産または資産グループに減損の兆候 が生じる場合に減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損の兆候を識別した資産または資産グループのうち、減損損失を認識すべきと判定した資産または資産グループにおいては、その回収可能価額を見積り、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。資産のグルーピングは、管理会計上の区分に基づき、事業用資産である店舗については店舗ごとに、賃貸不動産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。正味売却価額は適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて算定した価額であります。使用価値は、経営者によって承認された事業計画等を基礎として見積った将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストを基礎とした、税引前の割引率で現在価値に割り引いた価額でありますが、将来キャッシュ・フローが見込めない場合は、零としております。

当社は、減損の兆候、減損損失の認識に関する判断及び回収可能価額の見積り は合理的であると判断しております。

ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により回収可能価額の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来、追加で減損損失を計上する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,519,648千円

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式5,559,080株
- 2 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 該当事項はありません。
- 3 配当に関する事項 該当事項はありません。
- 4 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の種類及び数 普通株式 55.670株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、資産除去債務、減損損失及び未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用及びその他有価証券評価差額金であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額(評価性引当額)は48,473千円であります。

金融商品に関する注記

- 1 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用においては短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、設備投資計画等に基づき必要な資金を主に銀行借入により調達しています。 デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。 投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場リ スクに晒されております。

破産更生債権等は、主に過去に店舗用建物として賃借し、既に退去している物件に係る不動産賃借契約に関連し、発生した敷金返還請求権であり、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借契約に伴うものであり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、長期借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務及び長期未払金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。なお、一部の長期借入金につきましては、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

長期預り敷金保証金は、主に店舗に入居するテナントから預け入れされたもの であります。

また、これらの営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権である売掛金及び未収入金について、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

敷金及び保証金並びに破産更生債権等について、回収状況等の継続的なモニタリングを行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況 等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しており ます。

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理統括部が適時に資金繰計画を作成・ 更新するとともに、手許流動性を売上高の1か月分相当に維持することなどに より、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	580, 842	575, 899	△4,942
資産計	580, 842	575,899	△4,942
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 を含む)	1,834,531	1,830,453	△4,077
負債計	1,834,531	1,830,453	△4,077

^{(※)「}現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,009,866	_	_	_
売掛金	1,401,371	_	_	_
敷金及び保証金	63,645	433, 561	78, 112	5,522
合計	4, 474, 882	433, 561	78, 112	5,522

(注2)長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	600,000		1			_
長期借入金	357, 136	357, 132	357, 132	357, 172	248, 799	157, 160
合計	957, 136	357, 132	357, 132	357, 172	248, 799	157, 160

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価

格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品 該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価(千円)				
区方 	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
敷金及び保証金	_	575,899	_	575, 899	
資産計	_	575,899	_	575,899	
長期借入金	_	1,830,453	_	1,830,453	
(1年内返済予定の					
長期借入金を含む)					
負債計	_	1,830,453	_	1,830,453	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用 リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2 の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

- 1 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社は、千葉県及びその他の地域において、賃貸用商業施設等を有しております。
- 2 賃貸等不動産の時価に関する事項 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び決算日における時価は以下のとおりであり ます。

貸借対照表計上額	時価
398,462千円	195,065千円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2. 時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円) 消化仕入方式による取引に係る流通金額 (注) 1 24, 111, 830 買取仕入方式による取引の顧客との契約から生じる収益 354, 386 その他の顧客との契約から生じる収益 (注) 2 275, 791 その他の営業収益 (注)3 224, 564 流通総額 24, 966, 573 組替額 (注) 1 $\triangle 17,781,266$ 外部顧客への営業収益 7, 185, 306 (顧客との契約から生じる収益) 6, 960, 742 (その他の営業収益) (注)3 224, 564

- (注) 1. 消化仕入方式による取引について、当社は代理人に該当すると認識しております。従いまして、当社が提供する商品と交換に顧客から受け取る額から生産者に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。
 - 2. 「その他の顧客との契約から生じる収益」は値札シールの販売代金やセンターフィー等であります。
 - 3.「その他の営業収益」は不動産賃貸収入であります。
- 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する 注記 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フロー との関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降 に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約資産の残高等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	1,033,664	1,401,371

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、 実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。 また、顧客との契約から生じる対価のなかに、取引価格に含まれていない重要 な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額411円52銭1株当たり当期純利益87円53銭

重要な後発事象に関する注記

(会社分割について)

当社は、2023年11月13日開催の取締役会において、2024年4月1日をもって持株会社体制へ移行するべく、会社分割(新設分割)(以下、「本新設分割」といいます。)を実施し、同日付で商号を「株式会社タカヨシホールディングス」に変更するとともに、当社のシェアショップ事業に関する権利義務を本新設分割により新設する株式会社コウセーに承継させる旨について、2023年12月26日開催予定の第45回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます)に付議することを決議いたしました。

なお、本新設分割は、当社を分割会社とする単独新設分割であるため、開示事項及び内容を一部省略しております。

1 本新設分割の目的

当社は「安心と笑顔が広がる世界をつくる」をビジョンに掲げ、地域の生産者・食品メーカー等に対して、自社での設備投資を必要としない新たな販路として、当社の売場を販売場所として共有するシェアリングサービスを提供する「シェアショップ事業」を「わくわく広場」の店舗を通じて展開しております。その結果、当社は2023年9月期の流通総額は240億円を超え、現在では国内に160店舗以上を運営するに至るまで成長することができました。

このような状況下で当社は、「わくわく広場」の出店を増加させるとともに、さらなる流通総額の拡大を図るため、新たな事業セグメント設置の検討を開始致しました。

従いまして、今まで以上にグループガバナンスの強化が必要と考え、持株会社 体制に移行することが最適と判断いたしました。

持株会社体制への移行により、持株会社と事業子会社の役割・権限を明確化することで、持株会社はグループ戦略の策定及びグループ経営の監督に特化し、事業子会社を事業執行に専念させることで監督と執行の分離を行い、グループ全体の経営効率の向上を図り、さらなる企業価値の向上を実現して参ります。

2 本新設分割の要旨

(1) 本新設分割の日程

本定時株主総会基準日	2023年9月30日
本新設分割計画承認取締役会	2023年11月13日
本新設分割計画承認定時株主総会	2023年12月26日 (予定)
本新設分割効力発生日	2024年4月1日 (予定)

(2) 本新設分割の方式

当社を分割会社とし、新設分割設立会社1社を承継会社とする分社型新設分割を予定しており、現行の当社の営む「わくわく広場」の運営及び関連事業を、本新設分割により設立する「株式会社コウセー」に承継させます。

(3) 本新設分割に係る割当ての内容

本新設分割に際して新設会社「株式会社コウセー」が普通株式200,000株を発行し、当社に全株式を割り当てます。

(4) 本新設分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 当社の発行する新株予約権については、本新設分割による取扱いの変更はあ りません。当社は、新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項は ありません。

(5) 本新設分割により増減する資本金 本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、新設分割計画書に定める範囲において、分割期日における当社の分割対象事業に属する資産、負債及び各種契約等の権利義務並びに従業員との雇用契約を承継いたします。また、新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

(7)債務履行の見込み

当社及び新設会社においては、本新設分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、並びに事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

3 本新設分割の当事会社の概要

3 本析政分割の当事会性の概要				
	分割会社 (2023年9月30日時点)		新設会社 (2024年4月1日時点予定)	
(1) 名称	株式会社タカヨシ (2024年4月1日付で株式会社 タカヨシホールディングスに商 号変更予定)		株式会社コウセー	
(2)所在地	千葉県千葉 3番	市美浜区中瀬1丁目	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目 3番	
(3)代表者の 役職・氏名		社長 黒田 智也	代表取締役社長 黒田 智也	
(4)事業内容	広場」の運	直売広場「わくわく 営及び当社の売場を して共有するシェア ビス	地域を結ぶ直売広場「わくわく 広場」の運営及び当社の売場を 販売場所として共有するシェア リングサービス	
(5)資本金	6億9,6017	5円	1 億円	
(6) 設立年月日	1970年12月	24日	2024年4月1日 (予定)	
(7)発行済 株式数	5,559,080杉	‡	200,000株	
(8)決算期	9月30日		9月30日	
(9)大株主 及び持株比率	株式会社スプリング 40.40% 高品 政明 10.40% 株式会社SBI証券 7.52% BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG 4.05% 高品 謙一 3.19% NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN 2.59% 株式会社千葉銀行 1.98% 剱持 健 1.54% 株式会社日本カストディ銀行 1.52% GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL		(株)タカヨシホールディン グス 100.00%	
	資本関係 当社100%出資の子会		会社となります	
(10) 当該会社 間の関係	人的関係	当社の代表取締役が 兼務する予定です。	が新設会社の設立時代表取締役を	
取引関係 新設会社のため該当		事項はありません		

4 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

シェアショップ事業である「わくわく広場」の運営

(2) 分割または承継する部門の経営成績

項目	分割事業	当社実績	比率	
	(a)	(b)	(a/b)	
営業収益(百万円)	7,020	7, 185	97.7%	
売上総利益(百万円)	6,430	6,635	96.9%	

(3) 分割または承継する資産及び負債の項目並びに帳簿価格(2023年9月30日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産(百万円)	1,840	流動負債(百万円)	2,873
固定資産(百万円)	2,594	固定負債(百万円)	1,453
合計 (百万円)	4, 434	合計 (百万円)	4, 326

⁽注)分割する資産及び負債の金額については、上記の金額に効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定します。

5 分割後の状況

	分割会社	新設会社
(1) 名称	株式会社タカヨシホールディン グス	株式会社コウセー
(2)所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目 3番地	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目 3番地
(3)代表者の 役職・氏名	代表取締役会長 髙品 政明 代表取締役社長 黒田 智也	代表取締役社長 黒田 智也
(4)事業内容	グループの経営戦略管理に関 する事業、及びその他上記の業 務に付帯する業務	シェアショップ事業である「わ くわく広場」の運営等
(5)資本金	6億9,601万円	1億円
(6)決算期	9月末	9月末

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年11月27日

株 式 会 社 タ カ 3 Ξ 会 御 中 取 締 役

> PwC京都監査法人 東京事務所

指定社員 公認会計士 齋 藤 縢 業務執行社員

指 定 社 員 業務執行社員

公認会計士 寸: 石 祐 Ż

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカヨシの2022年10月1日から2023年9月30日までの第5名4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」と いう。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点にお いて適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から 独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プ ロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、 当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程に

おいて、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要 な相違があるかどうが検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に 重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計 算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示 のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び 運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する とが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任

がある。 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤 謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独 立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬によ り発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与 えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

、監査の過程を

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リス クに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断によ さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため

監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起するこ 又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に 監査人の結論は、監査報告書日ま 対して除外事項付意見を表明することが求められている。 でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として 存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成 及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを 評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害 要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

> 以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1)監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ て説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算 書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びそ の附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の 職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、2023年11月13日開催の取締役会の決議に基づき、2024年4月1日付で商号を「株式会社タカヨシホールディングス」に変更するとともに、シェアショップ事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社コウセーに承継させる新設分割を行います。

2023年11月28日

株式会社タカヨシ 監査等委員会 常勤監査等委員 曽 根 田 博 印 監査等委員 和 田 照 男 印 監査等委員 棚 橋 泰 友 卵

(注) 監査等委員和田照男及び棚橋泰友は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外 取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 新設分割計画承認の件

1 背景と目的

当社は「安心と笑顔が広がる世界をつくる」をビジョンに掲げ、地域の生産者・食品メーカー等に対して、自社での設備投資を必要としない新たな販路として、当社の売場を販売場所として共有するシェアリングサービスを提供する「シェアショップ事業」を「わくわく広場」の店舗を通じて展開しております。その結果、当社は2023年9月期の流通総額は240億円を超え、現在では国内に160店舗以上を運営するに至るまで成長することができました。

このような状況下で当社は、「わくわく広場」の出店を増加させるとともに、 さらなる流通総額の拡大を図るため、新たな事業セグメント設置の検討を開始 致しました。

従いまして、今まで以上にグループガバナンスの強化が必要と考え、持株会 社体制に移行することが最適と判断いたしました。

持株会社体制への移行により、持株会社と事業子会社の役割・権限を明確化することで、持株会社はグループ戦略の策定及びグループ経営の監督に特化し、事業子会社を事業執行に専念させることで監督と執行の分離を行い、グループ全体の経営効率の向上を図り、さらなる企業価値の向上を実現して参ります。

なお、当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が承認可決された場合、2024年4月1日を効力発生日として、「株式会社タカヨシホールディングス」に商号変更し、引き続き持株会社として上場を維持してまいります。

今回の持株会社体制移行の主旨を踏まえ、新設分割計画について、株主の皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に基づく新設分割につきましては、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力が発生するものといたします

2 分割計画の内容の概要

分割計画の内容の概要は、以下の通りでございます。

新設分割計画書(写)

株式会社タカヨシ(以下「当社」という)は、 次のとおり新設分画計画書(以下 「本計画書」という。)を作成する。

第1条 新設分割

当社は、当社が営むシェアショップ事業(以下「本件事業」という。)に関して 有する第4条に定める権利義務を、会社分割により新たに設立する株式会社(商 号「株式会社コウセー」、以下「新設会社」という。)に対し承継させるために、 本計画書に定まるところにより、新設分割(以下「本件分割」という。)を行う。

第2条 新設会社の定款で定める事項等

新設会社の本店所在地は、千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地とし、新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりとする。

第3条 新設会社の設立時役員等の氏名

新設会社の次の各号に掲げる設立時役員等の氏名は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 設立時取締役 黒田 智也、関戸 ひとみ、飯田 勇介
- (2) 設立時監査役 曽根田 博

第4条 新設会社に承継する権利義務

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利 義務明細表」に定めるところによる。なお、本件分割にあたり承継される債務は、 当社が重畳的債務引受けを行い、連帯債務を負う。

第5条 新設会社が本件分割に際して交付する株式の数

新設会社は、本件分割に際して普通株式200,000株を発行し、当社に対し、その 全てを第4条に定める権利義務の対価として割り当てる。

第6条 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新設会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

(1) 設立時資本金の額 100,000,000円

(2)設立時資本準備金の額 (3)設立時利益準備金の額 0円

第7条 新設会社の成立の日

新設会社の成立の日(設立の登記をすべき日)は2024年4月1日(以下「効力発生日」という。)とする。ただし、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会の決議により効力発生日を変更することができる。

第8条 競業避止義務の免除

当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第9条 分割条件の変更および本件分割の中止

本計画書作成の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の 事由により、当社の財政状態又は経営成績に重大な変動が生じた場合又は本件分 割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変 更し、又は本件分割を中止することができる。

第10条 本計画書の効力

本計画書は、効力発生日までに当社の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第11条 本計画書に定めのない事項

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

2023年11月13日

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地 株式会社タカヨシ 代表取締役社長 黒田 智也

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社コウセーと称し、 英文ではKouse, INC. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 産直ビジネスの展開
- 2. 食料品・飲料水、米穀類、酒類、塩、煙草及び喫煙具類の販売
- 3. 建築資材、塗料、木材、金物、工具の販売
- 4. 室内外装飾用品、給排水・給湯設備器具、換気装置器具、厨房器具の販売 並びに建築工事の設計管理及び請負施工
- 5. 家庭用電気製品、石油機器、ガス機器、消火器及び家具調度品の販売
- 6. 家庭用雑貨品、衣料品、靴・履物、鞄・袋物、雨具、寝具類の販売
- 7. 化粧品の販売
- 8. 医薬部外品・衛生用品の販売
- 9. 動物・ペット用品並及び植物・園芸用品・肥料・農薬の販売
- 10. スポーツ用品、釣用品及び楽器・テープ・レコード・書籍・紙類・文房 具・事務用機械器具、玩具・その他遊戯用具の販売
- 11. 眼鏡・時計・カメラ用品、美術工芸品、貴金属・宝石の販売並びに写真の 現像、各種鍵の加工
- 12. 自動車の部品・用品・附属品の販売
- 13. 貨物取扱事業
- 14. 不動産賃貸業務
- 15. スポーツ施設、遊技場の経営
- 16. レストラン事業の運営
- 17. 前各号に関連するフランチャイズシステムによる加盟店の募集及び指導
- 18. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を千葉県千葉市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、会社法第326条第2項に定める機関 のうち取締役会及び監査役を設置する。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,000,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会 社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなけれ ばならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなけれ ばならない。

(株主の住所等の届出等)

- 第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。
 - ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

- 第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、 臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
 - ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
 - ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の 同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席 した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
 - ② 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成 し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会及び監査役

(員数)

- 第21条 当会社の取締役は、10名以内とする。
 - ② 当会社の監査役は、2名以内とする。

(選任方法)

- 第22条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
 - ③ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

- 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - ③ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として、又は増員により選任された 監査役は、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。
 - ② 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長、取締役社 長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - ② 取締役 及び監査役 全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会に おいて定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
 - ② 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。) の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当す る場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額 を限度として免除することができる。
 - ② 当会社は取締役(業務執行取締役等を除く。)との間で、会社法第423条 第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責 任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠 償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(監査役の責任免除)

- 第31条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - ② 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法 令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定 める最低責任限度額とする。

第5章 計算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第33条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終株主名簿に記載又は記録され た株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当基準日)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(事業年度)

第35条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から2024年9月30日までとする。

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

承継権利義務明細表

新設会社の成立の日において、新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務については次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、2023年11月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

新設会社は、本件事業に関わる資産を承継するものとする。 ただし、当会社が指定するものを除くものとする。

2. 負債

新設会社は、本件事業に関わる負債を承継するものとする。 ただし、当会社が指定するものを除くものとする。

3. 知的財産権

本件事業に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権(以下「知的財産権」という)は、新設会社にその実施権または使用権を付与する。

4. 雇用契約以外の契約上の地位

- (1) 新設会社は、本件事業に属する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、保証契約その他の契約における契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務を承継する。
- (2)上記(1)の規定は雇用契約については、適用しない。

5. 雇用契約

承継されない。

ただし、本件分割により新設会社の成立の日において、主として本件事業に従事する従業員について、当社と新設会社との間で出向契約を締結し、当該従業員は当社に籍を置いたまま新設会社に出向し、従来の職務に従事する。

6. 許認可等

新設会社は、本件事業に属する許可、認可、承認、登録、届出、地方公共団体から補助金、助成金を受ける地位等のうち、法令上承継可能なものについて承継するものとする。

3 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 分割対価の相当性に関する事項

本新設会社は、本新設分割に際して普通株式200,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。本新設会社が発行する株式数については、当社が本新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、本新設会社が継承する資産等の事情を考慮し、上記株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、本新設会社の資本金及び準備金の額を本新設会社が承継する資産及び 今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させ る観点から、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断して おります。

(3) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等 該当事項はありません。

第2号議案 定款の一部変更の件

1 変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、商号及び目的を変更するため、現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)について所要の変更及び一部追加を行うものであります。

なお、第1条(商号)及び第2条(目的)の変更については、新設分割計画が承認可決されることを条件として2024年4月1日付で、その効力が生ずるものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りとなります。

(下線部は変更簡所を示しております。)

	(1)旅游の交叉国// とからというのうの		
現行定款(抜粋)	変更案		
(商号)	(商号)		
第1条 当会社は、株式会社タカヨシと称し、英	第1条 当会社は、株式会社タカヨシホールディ		
文では <u>TAKAYOSHI INC .</u> と表示する。	<u>ングス</u> と称し、英文では <u>TAKAYOSHI</u>		
	Holdings, INC. と表示 する。		

現行定款 (抜粋)

現行定款(扱粋

(目的)

第2条 当会社は、次の事業<u>を営むことを目的と</u> する。

- 1. 産直ビジネスの展開
- 2. 食料品・飲料水、米穀類、酒類、塩、煙 草及び喫煙具類の販売
- 3. 建築資材、塗料、木材、金物、工具の販売
- 4. 室内外装飾用品、給排水・給湯設備器 具、換気装置器具、厨房器具の販売並び に建築工事の設計管理及び請負施工
- 家庭用電気製品、石油機器、ガス機器、 消火器及び家具調度品の販売
- 6. 家庭用雑貨品、衣料品、靴・履物、鞄・ 袋物、雨具、寝具類の販売
- 7. 化粧品の販売
- 8. 医薬部外品・衛生用品の販売
- 9. 動物・ペット用品並及び植物・園芸用品・肥料・農薬の販売
- 10. スポーツ用品、釣用品及び楽器・テープ・レコード・書籍・紙類・文房具・事務用機械器具、玩具・その他遊戯用具の 販売
- 11. 眼鏡・時計・カメラ用品、美術工芸品、 貴金属・宝石の販売並びに写真の現像、 各種鍵の加工
- 12. 自動車の部品・用品・附属品の販売
- 13. 貨物取扱事業
- 14. 不動産賃貸業務
- 15. スポーツ施設、遊技場の経営
- 16. レストラン事業の運営
- 17. 前各号に関連するフランチャイズシステムによる加盟店の募集及び指導
- 18. 前各号に附帯する一切の業務

変更案

(目的)

第2条 当会社は、次の事業及び以下の事業を営む む会社およびこれに相当する業務を営む 外国会社の株式または持ち分を所有する ことにより、当該会社等の事業活動を支 配又は管理することを目的とする。

- 1. 産直ビジネスの展開
- 2. 食料品・飲料水、米穀類、酒類、塩、煙 草及び喫煙具類の販売
- 3. 建築資材、塗料、木材、金物、工具の販売
- 4. 室内外装飾用品、給排水・給湯設備器 具、換気装置器具、厨房器具の販売並び に建築工事の設計管理及び請負施工
- 5. 家庭用電気製品、石油機器、ガス機器、 消火器及び家具調度品の販売
- 6. 家庭用雑貨品、衣料品、靴・履物、鞄・ 袋物、雨具、寝具類の販売
- 7. 化粧品の販売
- 8. 医薬部外品・衛生用品の販売
- 9. 動物・ペット用品並及び植物・園芸用品・肥料・農薬の販売
- 10. スポーツ用品、釣用品及び楽器・テープ・レコード・書籍・紙類・文房具・事務用機械器具、玩具・その他遊戯用具の 販売
- 11. 眼鏡・時計・カメラ用品、美術工芸品、 貴金属・宝石の販売並びに写真の現像、 各種鍵の加工
- 12. 自動車の部品・用品・附属品の販売
- 13. 貨物取扱事業
- 14. 不動産賃貸業務
- 15. スポーツ施設、遊技場の経営
- 16. レストラン事業の運営
- 17. 前各号に関連するフランチャイズシステムによる加盟店の募集及び指導
- 18. 前各号に附帯する一切の業務

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)7名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	再任 高 品 政 明 (1946年7月10日生)	1970年12月 有限会社高芳商事(現当社)設立と同に専務取締役 就任 1979年11月 代表取締役社長 代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	578,000株
2	再任 素 田 智 也 (1980年1月18日生)	2003年11月 当社入社 2019年5月 営業部長 2019年12月 取締役営業統括部長 2021年12月 取締役営業本部長 2022年4月 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	12,250株
3	再任	1981年9月 当社入社 2006年6月 取締役店舗開発部部長 2008年6月 取締役退任 2015年12月 取締役営業部長 2017年4月 常務取締役営業部長 2019年6月 取締役開発統括部長 2021年12月 取締役開発本部長 2022年12月 取締役執行役員開発本部長(現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	60,000株
4	再任 中村 宏輝 (1969年6月8日生)	1988年4月 株式会社飯田百貨店(現株式会社コモィイイダ) 入社 2007年4月 株式会社クイーンズ伊勢丹(現株式会社 クイーンズ伊勢丹(現株式会 エムアイフードスタイル) 入社 2018年4月 当社入社 商品部長 2020年7月 南品部長 2021年12月 取締役商品本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
5	新任 新任	1986年4月	-
6	再任 むら かみ よし はる 村 上 美 晴 (1953年8月14日生)	1983年3月 日本福祉サービス株式会社 (現セントケア・ホールディング株式会社)を設立と同時に代表取締役社長 就任 1996年2月 有限会社村上企画 (現株式会社村上企画)設立と同時に代表取締役 就任 (現任) 2007年1月 株式会社佐野マルカ (現株式会社エコネコル)取締役 セントケア・ホールディング株式会社代表取締役会長 同社代表取締役会長 1010年5月 株式会社エコネコル・ホールディングス (現株式会社エンビプロ・ホールディングス)社外取締役 2012年4月 セントケア・ホールディングス 大数解役会長 (現任) 2021年12月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) セントケア・ホールディング株式会社 代表取締役会長 長	_
7	新任 ^{そう}	2002年4月 株式会社ダイヤモンド社 入社 2007年1月 株式会社クロス・マーケティング 入社 2008年1月 フリーライターとして個人開業 一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会 フリパラ編集部編集長 株式会社ストレイナー 入社 株式会社M&Aクラウド広報部 「UPDATE M&Aクラウド」編集長 (現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません	_

- (注) 1. 高品政明氏は、当社の親会社である株式会社スプリング(以下「同社」という。)の取締役を兼務しております。同社は高品政明氏の所有している資産の管理会社であり、現在当社との間に取引関係はございません。また、同氏以外の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 村上美晴氏、相馬留美氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 村上美晴氏は現在当社の社外取締役であります。村上美晴氏は、上場会社の社長・会長を務め、経営判断や株主・投資家との対話についても経験が豊富であります。この豊富な経験と企業経営に関する相当程度の知見から、引き続き取締役会に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、村上美晴氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
 - 4. 相馬留美氏は、社外取締役以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、各投資関連紙の編集者、フリーライターとしての経験が豊富であります。これまで培われてきた経験や見識を活かし、投資家との対話や情報発信に関し、取締役会に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。
 - 5. 当社は、村上美晴氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、相馬留美氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の全ての取締役であり、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
 - 7. 当社は、村上美晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両 氏の再任が承認された場合、当社は引き続き独立役員といたします。また、相馬留美氏は、 東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が原案どおり承認さ れた場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であり ます。
 - 8. 当社の独立社外取締役を選任する判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役和田照男氏が辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

	Deliving a local and a local a	
氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
新任 」	2014年12月 宮崎県弁護士会に弁護士登録 小城和男法律事務所 入所 2017年9月 千葉県弁護士会に登録替え 双葉法律事務所 入所(現任)	_
(1983年11月17日生)	(重要な兼職の状況) 双葉法律事務所 弁護士	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 宮原弘樹氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 宮原弘樹氏は、社外取締役以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門的知識及び見識を有しております。これまで培われてきた経験や見識を活かし、経営から独立した立場で取締役会に対する監督、助言等をいただくことを期待して、監査等委員である取締役候補者といたしました。
 - 4. 当社は、宮原弘樹氏の選任が承認された場合は、同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の全ての取締役であり、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
 - 6. 宮原弘樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が原 案どおり承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け 出る予定であります。
 - 7. 当社の独立社外取締役を選任する判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県千葉市美浜区ひび野 2-10-3 ホテルグリーンタワー幕張 3 F 「メイフェア」 TEL (043) 296-1180



■交通 ●JR京葉線「海浜幕張駅」より徒歩3分